

平成 22 年度第 2 回 みんなで支える森林づくり県民会議 議事録

開催日時：平成 22 年 11 月 9 日（火）13：30～16：30

開催場所：長野県庁議会棟第一特別会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、犬飼幹子委員、植木達人委員、牛越徹委員、小澤吉則委員、高見澤秀茂委員、滝澤栄智委員、浜田久美子委員、松岡みどり委員 以上 9 名出席

【事務局】

久米義輝林務部長、土屋邦彦森林政策課長、塩入茂信州の木振興課長、市村敏文森林づくり推進課長 塩原豊野生鳥獣対策室長 ほか林務部職員

1 開会

（森林政策課 濱村企画幹）

お忙しい中お集まりいただきまして真にありがとうございます。

私は森林政策課の濱村圭一と申します。よろしく願いいたします。

小木曾委員がまだ来ていच्छらないのですが、連絡がありまして相当遅れるということで、お集まりいただいておりますので会議に入りたいと思います。

その前に資料の確認をお願いしたいと思います。事前に資料 1 から 4、それから附属資料という形でお送りさせていただきました。

その中で特に資料 3 でございますけど、指針案になりますが、こちらの方で若干訂正がありましたので、今日改めて机の上に置かせていただきましたので、本日の会議におきましてはこちらの資料を使っただければと思います。訂正の中身は、例えばグラフを見やすくするだとか、漢字をひらがなにするだとか、そういったものが主でございます。

それから資料 4 の「国の森林・林業施策の動向について」でございますが、これは参考資料、情報提供という形で出させていただきます。本日の議題から除かせていただきますのでよろしく願いいたします。

本日のスケジュールでございますが、次第にございませとおり、県民税の実施状況につきましてから、森林づくり指針の案までという形をとっており、途中休憩をはさみますけど概ね 16 時 30 分の終了を見込んでおります。

それから前回と同様に本日の会議の内容は、日を改めまして県のホームページで公開させていただきます。また、ツイッターというような道具がございますが、そこでも本日の会議を生中継という形で送ったいこうかと思っておりますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

それではただいまから開催させていただきます。

まず、久米林務部長からご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

（久米林務部長）

ご紹介いただきました林務部長の久米でございます。委員の皆様方には大変日頃からお世話になっております。また、本日は大変お忙しい中この会議にご出席いただきありがとうございます。

森林づくり県民税も平成 20 年度に導入して依頼、3 年目を迎えたわけでありませ。この税を活用しまして、集落周辺の里山の整備を進めるとともに、こうした成果を多くの県民の皆様へ伝え

ることが大変大切な作業と考えておりました、今年度は各地方事務所ごとに地域ぐるみの森林づくりセミナーがございますとか、テレビコマーシャルをはじめとした報道媒体を通じたPR活動等に力を入れてきたわけでございます。

また、本年度県が実施いたしました県政世論調査によりますと、女性や若年層の森林づくりへの認知度が大変低いという結果が出ていることから、今年は女性や若年層への周知のため、ブログの活用でございますとか、お手元にお配りいたしましたグリーンのリーフレット、こうしたものを作成してPRに努めているところでございます。このリーフレットは市町村等の関係機関に配布するほか、11月の下旬から12月の中旬にかけて県内のコンビニエンスストアに置いて多くの県民の方々に見ていただきたいと考えているところでございます。

本日の会議の内容でございますが、大きく2点がございます。1つは本年度の森林づくり県民税を使ったそれぞれの事業の実施状況についてこちらからお知らせを申し上げたいと思います。

2点目は今年の年度当初から、この会議の下部組織ということで植木先生に委員長になっていただいて、森林づくり指針専門会議を設置いたしましたして、今後10年間の長野県の森林・林業行政の指針となります森林づくり指針の策定を進めてきたわけでございますが、年度当初から5回にわたりこの専門会議を重ねてまいりました。

その間、様々な機会を通じまして、県民の方々から意見をいただくという作業を通じて、なんとかお手元にお配りしましたように、森林づくり指針案という形でとりまとまりました。この案につきまして委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜ればと思っております。

限られた時間でございますが、非常に2つの議題とも大変我々森林・林業行政を進めるにあたりまして重要な課題でございますので、委員の皆様方からそれぞれの立場で忌憚のないご意見をいただければ大変幸いだと思っているわけでございます。

開会にあたりまして大変簡単でございますが挨拶とさせていただきます。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

3 会議事項

(森林政策課 濱村企画幹)

それでは会議事項に入りたいと思います。

ここからは設置要綱第5の2に基づきまして座長の方から進行をお願いしたいと思います。

それでは植木座長よろしくお願いいたします。

(植木座長)

それでは会議を進めていきたいと思います。本日は2名の委員の方が欠席でございますけど、人数としては十分な人数と思っておりますので、様々な視点からご意見を頂戴できればと思っております。

先ほどから事務局の方から連絡がありましたように、大きく2点です。1つは県民税の活用事業の実施状況の問題についてと、それからもう1つは森林づくり指針ですね、大きく2つに分けて話を進めていきたいと思っております。

いずれも基本的には意見交換ということでございますけども、森林づくり指針につきましては、この場で様々な意見を聞きながら、さらに内容がもし付け加えるようなことが多々あるならば、その点も踏まえてご了承願いたいと思っております。

それではまず会議事項の(1)でございますが、「平成22年度長野県森林づくり県民税活用事業の実施状況について」ということで、続けて(2)の「みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況について」を一括して事務局の方から説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

※事務局より、以下の資料について説明

資料1 平成22年度長野県森林づくり県民税活用事業実施状況
平成22年度地域ぐるみの森林づくりセミナーの概要
森林づくり県民税のテレビコマーシャルについて
平成21年度間伐材利用の環モデル事業実績等について

資料2 みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況について

(植木座長)

どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様からご意見を頂戴したいと思います。なにぶんこの県民税の活用事業はたくさんございます。それでこれを一括して意見を聞くわけにもいきませんので、いくつかに分けて話を進めていきたいと思っております。

まず、資料1の一番表紙のところに活用事業の実施状況という一覧がございます。ここを見たいと思います。一番、最初に資料ナンバーの1、2、3のみんなで支える里山整備事業から高度間伐技術者集団育成事業までの3つは、なにかと関連している部分ですので、これは一括して皆様からご意見をいただきたいと思っております。それから4と5はそれぞれ別個にお聞きしたいと、特に5は先ほど資料が17ページにもございましたし、ただいま説明もございましたので、その辺を参考にしながらご意見を伺いたいと思っております。その次に6の1から6の5は一括して意見をいただき、7の木育推進事業これはこれとして意見を聞きたいと思っております。また、最後に森林づくりセミナーとテレビコマーシャルについてのご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、大体この県民税活用事業のご意見を伺う時間はおよそ1時間を目途と考えております。これだけの事業の中で時間としては不足かなとは思いますが、できるだけコンパクトにご意見をいただければと思っております。

また、今年度は3年目ということで、過去2年間たくさんの意見をいただきました。最初の立ち上げということもあっていろいろ苦勞してやってきたわけですが、地域会議、それから県民会議でたくさんの意見を聞いて、それを今年度からその意見を組み入れながら可能なものは既に取り入れてやっているというようなところでございます。

この場でも、皆様県民の代表ということで、大所高所の立場から色々な意見をいただき、改善点があるならば言っていただきたいし、場合によっては批判的な意見も伺ってもいいかなと思っております。

とにかく、皆様が普段長野県に住んでおられ、そしてこの森林税を負担している皆様ですので、忌憚ない意見をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします

それでは、最初に意見をいただきたいのが、2ページ目のみんなで支える里山整備事業、3ページ目の地域で進める里山集約化事業、4ページ目の高度間伐技術者集団育成事業の3つについてご意見やご質問、あるいはご批判でも結構です。遠慮なく言っていただければと思っております。いかがでしょうか。

(麻生委員)

麻生です。よろしくお願ひします。

質問ですけれども、数字のことについてももう少し説明していただきたいと思っております。

りまして、1の里山整備事業ですが、2のところに総括してありますように、面積として9月末で13パーセント、下の括弧にある62パーセントというのは金額だと思うのですが、下にあげてある各地方事務所別の実施状況の9月末実施見込みのところ、例えば諏訪では面積としては0だけれども既に費用としてこれだけは補助金として見込まれているということで、どうしてこういう表が出るのか。それから長野だと9月の実施見込みは30パーセントくらいの面積に対して補助金額も36パーセントくらいとおおよそ飲み込めるものであるのですが、一番上の佐久では面積は31ヘクタールで計画の4パーセント程度ですが、補助金額の方が既に70パーセントを超える金額になっているというこのアンバランスが、どういう状況でこういうことが発生しているのか、それを説明していただきたいのが1つです。

それと、最初の部分で9月の時点で13パーセントの実施状況というのは、間伐はこれから最盛期に入るので数値としては妥当であるというご説明があったのですが、このように70パーセント、80パーセントを超える補助金の見込みが既にこの時点で出ているということは、補助金は当然予算枠があると思うので、どこかでそれが一杯になればそこで今年の事業は打ち切りになるのか、そうするとかなり面積的にいうと目標に達しないのではないかという危惧もちょっとあるのですが。そのあたりをもう少し細かく教えていただければと助かるのですが。

(森林づくり推進課 市村課長)

森林づくり推進課の市村でございます。

私の方から、みんなで支える里山整備事業の資料の内容についてご説明させていただきます。

まず1点、実施見込みが690ヘクタールとありながら補助金額が6億7200万円とアンバランスではないかということで、佐久、諏訪、長野の例を取られてそのようなお話をいただきました。

これは私どもの資料のつくり方がまずくて申し訳ないのですが、690ヘクタールという面積は、9月末現在で実際に森林税を活用した実績面積でございます。

隣の補助金額につきましては、2の表の右から2つ目の括弧にございますように補助金内示額であり、事業をやるという計画に基づいてやってくださいという内示をした額でございます。ですので、まだ今、現在計画している最中のものもございます。ここをやるよという予定のところも含まれた数字でございます。

これがちなみに面積に直しますと、3,391ヘクタールに相当いたします。ですので、確実に9月末に終わった面積が690ヘクタール、9月末で予算を持ってやっていいよという面積は3,391ヘクタールということで、そのような面からもほぼ順調に進んでいるというのが私どもの見方でございます。これがまず1点目のご質問でございます。

次に2点目のご質問でございます。今これだけ進んでいて、最後に打ち切り、予算がなくなっでできないのではないかというご質問でございました。

これにつきましては、平成20年度につきましては88パーセントの達成率、21年度につきましては84パーセントの達成率ということで、思ったより手間がかかる作業が多く予算が足らなかったということで達成できなかったという状況がございました。

今年はその辺の反省に立ちまして、補助の丁寧な作業をやる範囲を限定的にする、保全対象から100メートルにするとか、国の歩掛の見直し等で若干歩掛を下げたりする工夫をしております。

そんな中、現段階で、今年度5,400ヘクタールの計画に対しまして5,805ヘクタールの要望が上がっております。今、405ヘクタールのオーバーということでこの5,805ヘクタールをなんとか5,400ヘクタールに近づける、かつ目標を達成できるように今、地方事務所間、それから事業主体との間で調整をしているところでございます。今週末にも地方事務所の担当課長を集めた会議がございまして、その中でこの説明をしながら、より適正な単価で事業を確保してもらい、今年度の実行量を上げてもらいたいということで調整をしている、そんな数字でございます。

こんな見通しの中で今年度はぜひ 100 パーセントの達成を図る、そのように頑張っております。

(小沢委員)

3 の高度間伐技術者集団育成事業についてですが、一番下に事業体の実績とありますが、これに関わる何名が事業体で教育されたのかという人数の点と、どのような姿をもって達成といたしますか、育成されたとみているのかの 2 点についてお教えていただければと思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

塩入でございます。今、見ているのですけど人数は出て来ないです。事業体でいわゆる O J T も含めまして、事業体で構成員、職員を研修するものですから、事業体ごとに内示、補助をしているので人数は、出てきません。ただ、実績では何名研修したというのは分かると思うのですが、今現在人数は出てこないということでございます。

これにつきましては、ご承知のとおり効率的な間伐を進めるためには今、機械化は避けて通れないものでして、実施している事業体からは非常にやってよかった、やるべきものだということで好評を得ている事業でございまして、特に佐久方面などでは熱心に研修を受けている実態を私も見てきましたけども、そのような状況でございます。

(小沢委員)

教育というのは、常に勤めている方を O J T で教育されるという姿だと思うのですが、そういった場合の時間外で費用がかかるとか、講師を頼む講師代とか、そんな費用という理解かと思うのですが、あとは達成状況として提案等ができる人材だとか、効率よく間伐を実施できる人材という、これが事業内容に書いてあるのですが、何を持ってそういう判断になるのか、そんな点をお教えいただければと思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

おっしゃるとおり、高性能林業機械を扱うのというのは言ってみれば普通の作業ではないわけです。チェーンソーで切つてという今までどおりの作業ではなく、高性能というのはコンピューターを使ったオペレーターの腕一つにかかるものでございますので、定性的には言えるのですが定量的にはこうだとはなかなか言えないですけど、こういった研修を受けて効率的に木材を搬出できる、そういった技術者になったというのは研修の中で、自分たちだけではなくよそから来ても研修しますので、それらの色々な面を見ながら、目を通しながら高度な技術をもった技術者と認定できると思っています。

(小沢委員)

分かりました。大体プロの熟練した方が見ればできるようになった、そういうご判断を先生方がされるのだと思うのですが、実際この 600 万というお金がかかるということですが、これは外部講師ということになるのでしょうか。

(信州の木振興課 塩入課長)

外部講師の費用もありますし、機械のリースの費用も大分ございますし、いわゆる研修にかかるそういった費用もろもろでございます。

(植木座長)

なかなか人材育成の場合の成果というのはどのように理解していいかというのは難しいところ

があらうかと思ひます。ただ、これは今、国からも求められているところでありまして、県としても森林税を使っている以上は、県民にどのように説明責任を果たすかは日頃から考へておく必要があらうかと思ひます。

その辺が県民にとつても、また森林税を払つてもいいよと、そのような気持ちにさせるような評価、成果、公表は大事だと思ひますので、ぜひご配慮いただければと思ひます。

(牛越委員)

地域で進める里山集約化の事業について質問したいのですが、この事業は先ほどご説明のあつたように、間伐を実施する上での地区や集落等の合意形成が前提になる、非常に大事な計画樹立、あるいは合意形成の活動なんですけど、一方で先ほども地域会議の説明の中で集約化に関する意見としては、集約化を進めるには地域行政あるいは事業者が協力して進めなくてはいけない、あるいは中の各地域会議の資料を予め見てみますと、不在地主など非常に大きな課題があつて、なかなか間伐まで至らない、そういう難しさがあるという指摘もあります。

県各地で例えば地方事務所、あるいは市町村でも色々な知恵を出しながら合意形成を図っていく、あるいは施業の仕組みの中で簡便な方法をとっているという例がございます。前の会議でも私がちょっと報告申し上げたのですが、北安曇地方事務所では関係の市町村と連携をとりながら境界確定その他の非常に煩雑な作業を簡便化して、そして実際生産の段階で施業した中における地権者ごとの経費と収入をあとで精算する、そんな仕組みを確立したものですから割合に北安曇管内は前に前に間伐を進めていただいております。

そうしたことから、県下の様々な地域でも色々な知恵があると思ひますが、今、申し上げたような事例は他には広がっているのでしょうか。お分かりになればお教へいただきたいのですが。

(植木座長)

里山を集約化、団地化する苦勞というのは特に県の職員の方は実感していると思ひますが、今、北安曇の方では協議会みたいなものをつくってどんどん進めているのですが、他にも何か評価できる事例があつたら教へてほしいのですけど。

(信州の木振興課 塩入課長)

地域ぐるみで集約化することによって地域の意識があがったり、不在村地主をさかのぼっていく過程になつたりということで、これから森林整備を進める上で重要な事業だと私どもは思っております。

今、牛越委員さん言われましたようなことについては、よその方では今のところ把握していないので、そういったことを参考にしながら、ほかの方へも進めながら事業による集約化を進めていきたいと思ひます。

(牛越委員)

森林税3年目にかかつてきて、今の期間ではあと2年の中で実際の成果に結びつける目に見えるものとしては間伐そのものの促進だと思ひます。これは中核的な事業だと思ひます。

そうした意味で、さらに工夫を凝らして見える形で仕上げていただくように特にお願い申し上げたいと思ひます。

(植木座長)

委員の皆様でもいいアイデアがあれば出していただければ助かるのですけど、なかなか集約化は難しい部分がございますので、さらに加えて不在村化が進んできており、このところの意見と

しては所有する人とそれをまとめて経営していく側をうまく切り離しながらやっていけないかという話もあるのですが、その辺も少し考えていかなければ、ますます不在村化が進んでいく中で、集約化がしにくくなるということもありますので、これも難しい点はあるのですが、委員さんの方でも妙案があれば出していただければ助かるところでございますが、今日に限らず次回でも結構でございますのでよろしくをお願いします。

(浜田委員)

この5年間に森林税に関しては高度間伐技術者集団育成事業というのが、集中的な間伐実施の中核的担い手としての育成であるということはよく理解できるのですが、1、2の里山整備事業にしても集約化事業にしても里山と銘打っていて、そして実際家屋に近い、里に近い山を集中的にやると森林税では謳っていて、当然皆さんがご理解されているように里山が色々な状況になっている中で、3の高度間伐技術者集団というのはある意味大面積の人工林に対応した人材育成に見えて仕方ないです。

その部分が必要だということはよく理解できるのですが、里山整備事業と謳っている中では、どこまでそれが対応できるだろうかということは常に疑問ではありました。

今後に関して森林税があるかという議論があるわけですが、ぜひ里山に対してどういう提案ができていくのか、実際問題としては非常に難しいというか研究が足りなかった部分だと思うので、そこもきちんと踏まえた上で、どうやって多様な森林をつくっていくのかというのは、もっと本当の意味でお金も研究も進められるべきと思っております。

集中した間伐と道づくりは必要ではあると思うのですが、里山の細やかさが求められる中では、随分質が違うはずだと思います。特に何となく知らないとそのまあいってしまう中で、県民の方たちに本当の意味で理解していただくというにはそういうきめ細かさが必要だと思います。

あと、不在村地主に関して私は分からないのですが、これまで県は不在の地主の方たちの探索をどこまで終えているものなのかということと、不在であるか不在でないかということは抜きにして、次の一手としては森林所有者の皆さんに向かってのアプローチがあってもいいのかなと思います。これだけみんなにご負担いただき色々なことをやっている中で、所有者の皆さん向けというようなターゲットを絞ってもいいのかなと思ったりもします。

(犬飼委員)

国有林だとか市とか村有林はいいのですが、私有林など個人が山を持っているのですが、それがとにかくお年寄りになってしまって、それこそ放置したままになっています。それから、私の親戚ですが、お父さんが亡くなってあとお母さんと娘一人ということで山を手放したいのだけども買ってくれる人がいない、それから手入れもどうしたらいいか良く分からない、全部お父さんがやっていたということで、放置したままになっている山があります。

そういうところでどういうふうな形で手が入っているのかということを知りたいのですが、共同で里山事業とかで声がかかっていますかと聞いたところ、そういったものは全然来ないという状況になっているので、山を持っていてもどうしようもないからとにかく手放したい、売れるとかたたくさんの料金でということではなくとにかく手放したい、持っていることがいやだというそういう気持ちになっている人がいます。その辺をどういう形で手を入れていくのか、手を差し伸べるのかという対策について一つはお聞きしたいです。

それからもう一つは、この資料は大変いいと思うのですが、何人かに森林税をとられているのを知っていますかというお話をしたのですが、そんなものはとられていないという人が何人もいらっしゃいます。どういう形であなたからお金をもらっていますよということを書かないと、税金の資料を見ても森林税をとられているのではなく、均等割の中に県民税と一緒に入って税金が

とられているので、本当に初心ですけど税金ありきの形で作られている、私たちも税金ありきで色々なことを討議しているのですが、本当に女性がこれについて知識が薄いというようなことを言う前に、どういう形でどういうふうに私達の身銭が切られているかというきめ細かなことから、本当に初心的なところからやっていただかないと、私自身もそうですが、ちょっと違和感をあります。

(植木座長)

ただいま出た質問において、まず事務局にお聞きしたいのですが、先ほど浜田委員さんから出ました不在村の人達の確認がどこまで進んでいるのかということと、犬飼委員さんからありましたような、全くやる人がいなくなって言うならば放置状態にあるようなところに対する対策、対応策がこの森林税の中で何か行われているかどうかというようなところを教えていただければと思いますけれども。

(信州の木振興課 塩入課長)

犬飼委員さんのどういう形で放置された森林に手が入るかというところですが、集約化する中にそういった森林が入れば、必ずアプローチということで話がいくことになります。集約化される団地に入っていないければ、行政からも組合側からもアプローチがないかもしれません。

私ども森林税の事業ではないのですが、そういった「自分たちで整備をしたいがどうしたらいいかわからない」という方たちのために、今年から森林所有者のための入門講座というものを開催しています。森林所有者の方たちにどんな形で自分の山に関わっていったらいいのかとか、どんな手入れをしたらいいのかといういわゆる初心者向けの懇切丁寧なもの、それから実際に間伐をする技術までを教える講座を今年から開いております。

今年だけでなく来年も開きますので、そういったところに自分からご参加いただければ、自分でやるということにもつながっていくのだと思います。自分ではできないということになってきますと、集約化の中に入れていただいて、自らでなく集約化団地の中で施業していただくという形になるかと思えます。

(森林政策課 土屋課長)

森林政策課長の土屋でございます。

今、ご質問のごございました不在村者についての把握状況、確認状況についてですが、現在、県内を5流域に地域を分けてございまして、それぞれ流域ごとに森林調査等を行いまして現在、森林簿が整備できている状況でございます。その状況の中でみますと、不在村者につきましては県内、あるいは県外の状況等は把握できている状況下でございます。

それ以上の詳細につきましてはそれぞれケースごとに市町村等の皆さんのご協力を得て確認をさせていただいているという状況になっております。

もう1点、森林税を一般の県民で知らない方が多いというようなご指摘がございました。それが一番私どもとして恐れることでございますし、色々な大勢の県民の方々に十分ご理解いただくというのが県民税の導入された際の付帯事項ということで県議会の方からもPRを積極的に行うようにご指導をいただいた経過もございます。

そんな中で先ほど見ていただきましたCM、あるいは平成20年度、21年度に広報に関してもろもろ実施させていただいております。ちなみに今年につきましては、4月以降例えはFM放送の中で知事に出演いただきまして、森林整備を含めた中での森林税の役割等についてその成果等を含めてお話をいただいているということがございます。さらに、SBCラジオのラジオ県民室での森林税の導入の成果についてのお話などを、トータルで申し上げますと10月末までござい

ますが、テレビを介したPR関係につきましては22回ほど、ラジオ関係を通じて広報させていただいたのが5回、印刷物、新聞も含めますけどこれが7回、イベント、展示会等を行いまして、その際にご参加いただいた皆様方に森林税とはどういうものかということとその都度ご理解いただくような形でPRをしております、そのような媒体を使いまして今のところ42回の機会を設けてPRをさせていただいております。

あるいは、私ども現地機関、地方事務所の中に林務課がございます。林務課の主催の会議がいくつかございますので、会議に集まっていたいただいた方々に、森林税についてはこういう形で利用をさせていただいて、こういう形の成果を出しているということ、その都度責任者の立場の方から挨拶の中でしていただく、そんなようなことも身近ではやらせていただいている、そんな状況でございます。

(牛越委員)

森林整備を進めていく上で、地域内に住んでいない不在村地主は非常に大きな課題ですが、同じような問題として、一旦所有されていた方が亡くなられて相続関係が整理されていない、そうしたケースも多分にあります。

そうしますとますます森林整備も合意形成も難しくなってくるのですが、これと同じように公共事業、例えば道路整備などを進めていく上でも、森林だけでなく道路を造るような平場においても不在村、相続関係が整理されていないというケースがとみに最近多くなっています。

県の市長会でもこれが公共事業を進めていく上での大きな隘路になっているという観点から、法整備を進めていただくように国に働きかけていこうという動きも出てきております。

ただ、日本の私権を守るといのは非常に大きな立法の柱になっておりますので、どこまでうまく調整が進むのか非常に頭が痛い課題でもございます。

(植木座長)

なかなかその辺が難しくて進まないという現状がありますね。

(浜田委員)

関連して私も言われてみればとちょっと疑問に思ったのですが、森林所有者の方にアプローチをかけるというのは、具体的に今までは各集落の公民館や区民会館とかに集まってくださいと回覧板のような形で全戸配布により所有者の方たちに呼びかけるという形なのか、それとも言ってみればダイレクトメールのように所有者の皆様へというようなお手紙がいつているのかどうか。

その辺は特に犬飼さんが先ほどおっしゃられたような、奥さまが残られてお一人になっていて、どこにあるのだから聞いたこともなかったという可能性はこれからますます増えるでしょうし、非常に多いと思うのですが、そこに対しての対策はこれまでどうとられていたかが疑問になりましたので、お答えいただければと思います。

(植木座長)

その辺はなかなか表に出てこない部分で重要な点だと思うのですが、そこを何とかフォローしていかなければなかなか森林整備も進まないと思うのですが。

(信州の木振興課 塩入課長)

おっしゃるとおり里山について所有関係が入り組んでいて細かい方が多いので、ダイレクトメールも使っております。それから森林組合による所有者への通知ということで集めて説明会を開いている、そんなような状況でございます。

(浜田委員)

今、森林組合に加入なさらない所有者さんが随分増えていきますので、本当の意味でこれをやろうとしたときに、組合に入っているか入っていないかでちょっと不公平だと思いますし、実際どうやって所有者を管理できるかというのは、市町村レベルで分かっているならばそこから通知がいくということはあると思うのですが、森林組合に一方的にお任せしてしまうとそこが抜けてしまうだろうと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(信州の木振興課 塩入課長)

森林組合が森林の情報を一番知っている組織ですが、おっしゃるとおり入っていない方もおります。ただ、入っていない方でも森林組合が把握している場合もございます。

こういった集約化をする場合は、区の行政を使う、区長さんなどそういった方たちをお願いして必要なところに通知してもらうというやり方も使っています。

(植木座長)

森林整備がどんどん進んでいくと見えない部分も見えてくるというようなことがあるので、この辺は課題として今後詰めていく必要があるという気がします。

先ほど牛越委員さんからありました相続関連の整備ができていないとか、例えばご主人が亡くなられて森林が分からない人たちだとか不在村の方だとか、段々はっきりしてくる、今やっているところは目に見えてやりやすいところからどんどん進んでいると思うのですが、いずれここにはぶち当たるだろうと思いますので、この辺の対応策を今から検討しておくべきかと思います。

また、税の徴収については色々な形でPRをなさっているという話がありました。多分相当な予算をかけていると思うのですが、私個人の話として実感としてあまり見たり聞いたりしないというのがありまして、私でさえそのように思っているのであれば、もしかしたら県民の方は全くその辺が見えていないのかもしれないですね。

効果的な宣伝というのは難しいのかもしれませんが、そこをどちらかといえば一面的な手法ではなくてこれも工夫が必要かという気がします。もう少しなんとかご理解いただきたいということは大事なところですので、一工夫も二工夫も必要かなと思います。

とりあえず、今、3まで意見を頂きましたがここで先に進ませていただきます。

また後で一括してご意見を伺いたいと思いますが、5 ページの森林づくり推進支援金についての事業でございます。これについて何かご意見ご質問等があれば、お願いしたいと思いますがいかがですか。ここでは森林整備の推進、間伐材利用の促進、県民参加による森林づくりの促進、特認事業等々があつてということですが。

(滝沢委員)

先ほどの集約化の関係と関連するかと思いますけど、この1億3千万円の事業主体が市町村という形の中で集約化を進めるにあたっては不在村地主、あるいは自分は山を持っているということをおじいさんに聞いているけどはっきりいってどういう境界になっていて、どのくらい持っているのか分からないという中においては、なかなかそういう人に同意を求めても難しいかと思うのですが、先ほど牛越委員さんが言われたように、私権という形の中で難しいかもしれませんが、山林の国土調査ですか、こういうものについて何か市町村でも一部こういうものを使つての推進というのは難しいものかどうか。

(牛越委員)

大町市内では国土調査を進めております。それはやはりきちんとした近代的な土地管理の前提となるものですから調査を進めてきているのですが、すごくお金がかかること、そして手間がかかります。一つの区画をやって2年くらいで調査を終えて、登記まで進むのにやはり3年くらいかかります。1年に1区画、2区画と進めていくのが精一杯で、これには国と県の補助制度がありまして、それに例えばこちらの森林税を財源として投入してより促進するという仕組みにはなかなかならないわけです。

しかも、土地の用益の高いところから進めるわけですから、どうしても森林の部分、なかなかそれによって税収に跳ね返るとか、そういうインセンティブが働かないために、どうしても後回しになる傾向があるのではないかと思います。

(植木座長)

できれば市町村がこのような形で国土調査のようなことを何らかの形で少しでも肩代わりできるのであればいいのですが、この税が6億円から7億円しかなくて、そこまでいってしまうと私はほかの方が手薄になるのかなという気がしてならないので、とりあえずは国がやられている部分で何とかいくしかないのかなと思います。

様々な点で境界促進などをやっていますが、そういうところに行くしかないないかと思いますが、もし、いい案があれば取り入れることはやぶさかでないと思うのですが。

他にどうでしょうか。事業主体が市町村ですから、なかなか皆様直接見えていない部分があるかもしれませんが、何かその地域特有の森林に関することがあれば出しますよということで、各市町村でやられている部分ですね。

それでは、次にいきましょうか。6 ページの間伐材利用の環モデル事業ということで、これは昨年度から新たに設置された事業でして、資料も17 ページに先ほど説明があったようなところでございます。できるだけ地域内で循環的に間伐材の利用を進めていくということですから、川上から川下という形で何とか一つにつなげて促進できないかというような事業です。

この辺について何かご意見がございましたら。先ほど説明があったのでご理解できたと思うのですが、1箇所あたりが50万という、これはいつも50万で大丈夫かというところはあるのですが、なかなか予算上それ以上できないということで、今年度は昨年度できなかった地域のところを特に重点的にやってもらっているということでございます。特にこの環モデル事業についてのご意見はございませんか。

今のところ特に出ませんので次に進めたいと思います。7 ページの6の1から6の5までみんな支える森林づくり推進事業という多岐にわたる事業がここには含まれています。もちろんこの県民会議や地域会議の開催費であるとか、里親推進だとかカーボンオフセット、このところは一括して7 ページから11 ページまでご意見を伺いたいと思いますが何かございませんか。

(麻生委員)

この広報と普及啓発活動の部分ですけれども、スケジュールと進捗状況のところ丁度今頃の時期にということで別紙の実施状況の日程等を見ても10月あたりが多いですけれども、普及啓発については、やはりある時期やっていたなというよりは、もう少し年間を通して5月の新緑の時期とか、あるいは夏涼しくて森の中が気持ちの良い時期とか、秋に入ってキノコ採りを含めて森に入る時期とか、冬になって周りでチェーンソーの音がして本当に間伐をやっているなという時期とか、それぞれの森のサイクルの中でもう少し普通の人に今こういうことをやっています、どうぞ見に来てくださいとか、ここでお祭りをやりますとか、そういう時々をうまく捉えて何かをやるというように、常に年間を通してそういう活動が継続できた方が一般の皆さんにとって、森

が近づいていくのではないかと思うので、その辺り実施時期についてももう少し幅広く年間計画やお楽しみの部分を含めて立てていただけたらいいのではないかという気がします。

(植木座長)

春には春の、秋には秋の楽しみがありますということですから、年間を通してやっていただきたいと思います。何か理由はございますか。この10月と11月に限ってセミナーが集中している点があるのですが。

(森林政策課 土屋課長)

ご指摘はもっともだと思います。森の季節感ということは大事だと思いますから、季節ごとの良さというものをまた違った形でPRできればよろしいのかなということを率直にそのとおりの素直に受け止められると思います。

ただ、今までどうしてこういうふうにならなってきたかというのは、一つ考えられるのは先ほどもちょっと触れました間伐の時期がこれから始まりますので、間伐した後だとかそういうタイミングもあるのかというようなこともございます。

もう一つ申し上げさせていただければ、私も1年ごとに年間予算があって、年度当初はやはりなかなか色々な事業が重なりまして忙しい時期というのはあろうかと思います。それは理由にならないかと思いますが、そんな1年のスケジュールの流れの中でまた仕事をさせていただいているという部分もご理解賜ればと思います。

そんなことで、何とか今後は委員ご指摘のとおりの方で一番県民の方に分かりやすい、理解していただきやすい時期を検討してまいりたいと考えております。

(植木座長)

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それで冒頭には森林づくりセミナーとテレビコマーシャルの部分はそれぞれと言いましたが、ここで広報普及啓発費のところにも含まれますので、森林づくりセミナーの部分が13ページから15ページ、テレビコマーシャルについては16ページも含めてご意見をいただければと思います。

(牛越委員)

6の2の県民会議、地域会議の開催経費、これはもちろん事務的な経費ですから直接ですが、今、座長さんおっしゃたように普及啓発という意味でこの役割は大きいと思います。

資料2の2ページの表にありますように県全体で地域会議では86人もの委員さんが2回なり3回なりそれぞれ会議を開いていただいています。議事録を後ろに付けていただいています。例えば大北の場合は公募の委員さん2人も新たに加わっていただいて、林業関係者ではなくて様々な観点から意見を聞いて、そうした地域会議の活動についてマスコミなどを通じて広く色々な情報として広がっていく、これも森林というものについて県民の皆さんに知っていただく一つの大きな力ではないかと思います。

これに森林税が充てられているということについて感謝申し上げます。

(浜田委員)

里親促進事業については、私は今までずっと企業と思い込んでいたのですが、個人のレベルでこれをいただくということはなさらないのかと。例えば長野は観光県なので、観光施設それぞれについて来てくださる方に長野の森林の里親になりませんかというような形で。

それである程度の金額のまとまりとその地域に対するカップリングということも必要だと思うのですが、それは事務局、県のレベルでおやりになられれば、どれだけ手間がかかって大変かということは、私は分からないのですが、一つはPRをいう点も含めて広く・薄く、とにかく長野県は受け入れていますよというような形で個人レベルの里親はどんなものかと思いました。

これはやられていないのですかね。

(植木座長)

なかなかいいアイデアだと思いますが、やられていますかというご質問がありました。

(信州の木振興課 塩入課長)

これまでの実績の54は企業ですが、企業に特定しているわけではありません。ただ、私どものこれまでのPRが企業相手にこういう制度がありますがどうですかという話をさせていただいております。

この間の名古屋、そして東京でもシンポジウムを開きまして、企業含め一般の方たちにもこんなことをやっていますよというPRをしていますので、また個人の方でもやりたいという方があれば、それはもちろん私ども引き受けてカップリングさせていただきたいと思っております。

ただ、今のところ軸足を企業に置いてしまったものですから企業というイメージがありますけれども、こだわっているわけではないということでもあります。個人でも親になれるということです。

(植木座長)

個人への可能性はあるのでしょうか、どうも理解は企業かなというところが意識として高かったかなと。私もそう思っていた部分がありまして、個人では無理なのかなと思っておりましたが。

(森林政策課 春日企画係長)

今のお話の中で、里親事業については企業とか団体が形で里親になっていただいております。個人では信州ふるさと寄付金という制度がございまして、これはどこに使ってもらっていいということで寄付してくださる場合と、特に森林整備に使ってほしいというように使う趣旨と目的をはっきりさせて寄付していただく場合があります。森林整備の関係につきましては、今、手元になるので細かい金額まで申し上げられませんが昨年は200万円くらいを森林整備に使ってほしいということで寄付をいただいております。里親のようにどこの山を対象にということではありませんが、森林整備に使って欲しいという寄付金については、この森林税の基金の中に繰り入れて合わせて一緒に使わせてもらっております。

(麻生委員)

個人の方のという部分についてですが、実は私たちのところで今、里山の整備に民間の方に首都圏から来ていただくということをやっているのですけど、結構リピーターが多く、その中にはここはマイ山、自分の通っている山という意識があって、個人という部分で里親制度というのはリンゴの木の例があるように「自分の」という意識があって、収穫の時期になると何かしら返ってくるというような、そういう個人の愛着というか自分の山、マイ山として時には訪れたいし、少しは整備もしてみたいしという志向が、むしろ山が目の前にある地域の人よりも、首都圏とか都会の人に強い志向だと思います。

なので、その辺りをもう少し上手にくすぐり、利用できれば、「あなたのお金は広く全般に薄く森の整備に使われています」ではなくて、「このあなたの山にこういう形でお金を使いますので、時には様子も見に来てください」と言うほうが、多分皆さんの興味も生まれるのではないかなと

いう気がします。

(浜田委員)

個人の寄付でもいいですよとか、個人の山はこういう形でありますよというところまでは分かるのですが、今、麻生さんがおっしゃったような、つまり積極的にこちらから仕掛けていって、どのように広げてどのように繋げていくかということと今後、県としてなさろうと思われるかどうかというようなことで、結局PRしないと分かっていただけないのと、それこそ植木先生も私もこんなに何年もずっと聞いていたのに個人ではないと思いついていたという点で、そういう思い込みはすごく大きいと思います。

それを打ち出すと、例えば先ほど言ったように、観光施設に全部そういうことをやって、例えばそれはやり方としては麻生さんがおっしゃったようなあなたの山になりますよとやるのかあなたの本になりますよとやるのか、それは様々なやり方だと思いますが、それを今後、検討していただいて、長野は森林にこういうふうに入れていますということが、他県からどうやってお金を持ってくるかはすごく大きなポイントになるかと思っておりますのでご検討いただければと思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

最近、下流の方から「ボランティアに行きたいのだけど、どうすればいいか？」というお問い合わせがありました。私は下流に住んでいて上流から水をもらっていると、私個人でボランティアに行きたいがどうすればいいかということで、実はボランティアでやっているNPOがあるので紹介させていただいたのですが、今、話を聞いていて長野県でそういうことはできないことはないと思えました。

森林の里親自体はお金にこだわっておらず、来ていただいて森林整備をしてもらうことが森林の里親の制度の一つでございますので、今の点についてこれからどういうアプローチができるか、個人、一人ではなくて、個人の集まりという形が参加しやすいと思いますが、ボランティアも含めて何ができるか検討課題とさせていただきたいと思っております。

(植木座長)

私から一つこんなことはどうかと思うことがあるのですが、地域会議があり各10地域でやっているのですが、ここのメンバーが7人から10人くらいでやっており2年で交代という形ですが、実現するかどうかは別ですけど、PRも含めてあるいは色々な人の意見を聞きたいということであれば、公募といいますか手弁当でいいからこういう地域会議にどんどん集まってくださいと、50人、100人集まってもいいと思いますので、それくらいの人達に意見をどんどん聞くような、ある限られた人数での委員会ではなくて、もっと開かれた地域会議、地元の人が本当にどういうことを思っているのか、それはもし公募がないのはそれだけ関心が薄いものだからそれはそれなりに考えなくてはいけませんが、もっと公募の人を増やして20人でも40人でもいいから集まってみんなで議論や意見を出し合うというような地域会議の方が良いのではないかと考えております。

予算の問題もあるでしょうから、手弁当でも私はこういうことを言いたいんだというような人が地域の中に結構いると思いますので、そういう人達は旅費だとか手当ては関係ないと思うので、公募してもっとオープンな形での地域会議を再度つくっていくような方向性も一つあるのではと思いますので、ご検討をお願いします。

無理であれば仕方ありませんが、一つの意見として述べさせていただきます。

それでは7の12ページの木育推進事業についていかがでしょうか。これについては子供から大人まで参加できる学習機会をつくっていきますよというようなことで行われています。

事業主体については様々で、NPOから県木材青壮年団体連合会とかありますけど、この辺について木育推進事業についてご意見はございますか。

(麻生委員)

木育絡みは必ずしもこの県民税の事業にあたるというわけではないのですが、そういうものに団体として関わる機会が多いのです。小・中・高校の授業形態がゆとり教育からまたシフトして、これからますます学校としても先生としてもやらなくてはいけない授業が非常に多くなっていくという状況の中で、今までは職業体験とか森のこともやってみようというプログラムが今後消えていくのではないかと危惧が結構あります。

もちろん大人に対してもう少し木育のことをやらなくてはいけないということも確かにありますが、子供達の新鮮な感性のうちにそういうものに触れてもらう、あるいは驚きをもって感じてもらうとかいうことが必要だと思います。山の仕事をしている人が突然小学校の校庭に来てチェーンソーを使ってみせるとか、色々なことが考えられると思いますが、そこで受ける印象というのは非常に大きなものがあると思うので、何とかこの木育の予算枠を広げていただいて、もっと地域の教育委員会や学校、PTAや親御さんの会など、どこかそういう切り口を見つけて学校の中にもっと地域の森に関わる、親しむ活動を取り込んでいただければいいなと非常に切実に思っています。

(浜田委員)

今の地域会議と関連するのですが、この県民会議もそうですが地域会議の中に学校の先生は含まれていても少数でいらっしゃるかなと思います。

やはり、地域会議のこれまでも含めて木育に対する期待感是非常に各委員さん大きいと思いますので、学校の先生方、校長先生や教頭先生などある種決定権をもっていらっしゃる方たちに地域会議や県民会議にご参加いただくように、林業側が学校に行くのはもちろん大事なんですけど、ここに来ていただいて聞いていただいて、なるべく取り組んでいただけるようなそういうアプローチはすごく大事だと思ってまいりました。

普及の事業と何が違うかという、もちろん色々なことが重なってだぶっていますので難しい点だと思いますが、木育はすごく具体的に材を使ったりという部分と、出元の山とのつながりをどう理解するかということの大切さを考えたときに、例えば実際に間伐してらっしゃるところだったり、材を加工されるところの見学だったり、今までは普及とか森づくり見学会という名前が付いていたものも、一つは木育の中に取り込んでそれも木育として一連のものとして企画してみるとか、難しいセッティングだとは思いますが、ただものをつくってなるほどだけではなく、流れとどうやって全体を理解していただくか、それは見る方も参加する方も面白いというのが事実だと思いますので、そのあたりの工夫もしていただけるといいなと思いました。以上2点です。

(植木座長)

この2年間やってみて上手くいっているところともうちょっとこの点を改善したほうがいいんじゃないかということが見えてきていますので、工夫の仕方は今後ももう少し検討すべきところがいくつかあるという気がしますね。

もしなければ、最初の2ページ目から全体を通してもう一度意見を述べてみたいという部分がありましたら言っていただければと思います。

(高見澤委員)

意見の部分が多いですけど、2つ質問させていただきたいと思います。経営者協会の方で林業

関係者の方のお話を聞きましたら、県の積算といいますか歩掛、人件費の一日あたりの単価があり、これがピークから比べると6割から7割になってしまっていると。これではやはり就労人口は増えない、その辺をぜひ検討してもらいたいというときに、デフレもそこまではっていないわけですがいずれにせよ生産性をあげなくてはいけない、逆に言えば5,400ヘクタールが生産性をあげることによって、同じ1億3千万円でもっと間伐がいっぱいできますというような仕組みができればいいのかなと考えています。

あともう一つは不在地主、山林の持ち主の話がありましたけど、この人達は固定資産税は支払われているのですか。

(森林政策課 春日企画係長)

固定資産税の関係だけお答えさせていただきます。固定資産税につきましては、少額の場合、納税が免除されます。そのため、小規模の山林所有者で山林の固定資産税を納めている方は、少ないかなという状況であります。

(高見澤委員)

分かりました。何を言いたいかという、日本の場合は先ほどの私権の問題がありましたけど、非常に個人の権利が優先されていて、法的手続きがなされてないですね。法律には書いてあるのですが実行された例は非常に少ないと思います。

そんな中で、森というのは非常に国にとって大きな資源でして、今、里親の制度もありますけど企業としても将来的にCO₂の排出源取引等で当然これから実行されてきます。その中で先ほどの相続のときに全ての山林に関して物納を認めるとか、これはちょっと県のレベルではないですけど、そういうふうにして集約化を進めていくというようなことができれば、もうちょっといい構造になるのではないかと思います。

実際、今は、中国人とか韓国人が日本のかん養林を買っている。そんなこともありまして、是非、日本人の森林という中で使っていければ世界のためにもなるのかなと思います。

(牛越委員)

支援金の関係で、これは私ども市町村の立場から感謝を申し上げないといけないので発言をさせていただきますが、この制度をつくっていただいたおかげで、非常にそれぞれの市町村ごとのまた特色のある森林整備を進めさせていただいています。

市でも直営で市有林の森林整備も滞りがちなものがこれで促進できるということもありますし、合併した市町村であれば、特に従来小さな村の場合にはこまめに私有林の森林整備に上乘せの助成制度があった場合に、合併したために制度の見直しをしてなくさなくてはならないという局面でも、市内全域で逆に今まで大きな市であったがために私有林の整備ができなかったときに、この資金を活用して上乘せ補助ができるようになった、市内一円同じ仕組みで推進できるようになった、様々な観点でお世話になっており、これからも充実強化をお願いしたいと思います。

(森林政策課 土屋課長)

先ほどの高見澤委員さんの方から歩掛の関係のお話を承っております、大変遅くなって申し訳ありません。

基本的には、公共事業全体が同一步調で一緒に取り組んでいるという状況であります。ですから、森林整備だけどうのということは現時点ではなかなか難しいと考えております。そんな中でも社会情勢全体の中で当然見直しが必要になれば、森林整備うんぬんということではなくて、県

の公共事業全体の中でそういう見直しができるような形をできるだけ作れればと思っておりますのでご了解いただければと思います。

(植木座長)

それではここで一時間ほどたちましたので5分ほど休憩を入れて次に進みたいと思います。

※休憩

(植木座長)

それでは皆様おそろいですので再開したいと思います。

次は会議事項の(3)の長野県森林づくり指針(案)についてということで意見交換していきたいと思えます。

これはこの県民会議の下部組織として、長野県の森林を今後どうしていくかということで、これまであった指針を改訂するというので、通算5回の指針に関する専門部会が行われました。

なにぶん時間的にはそれほど十分な時間であったかどうかという点はございますが、精力的に各委員さんに参加、あるいはご意見をいただいて、なんとかここまでまとめあげることができたと思っております。

メンバーにつきましてはこの指針の一番、最後に載せてありますが、とりあえず今後10年間をどうするのか、ただしこれはこれからの10年だけではなく、これまでの指針がございまして、それを踏まえた上で今後さらに現在の情勢の中において重要と思われる点や課題はやはり出てきているだろうということで、そういったことを中心に検討したところでございます。

特に前回の指針におきましては森林整備が中心でございました。それが何とか軌道に乗って、かなり森林整備もこのような形で森林税をいただいて進めているという事情でございまして、徐々に木材そのものが成熟化してきているというところで、また地域の地場産業としての林産業をどうするのか、あるいは地域全体をどうするのかという視点から、さらにもう一步幅を広げた視点で今回の指針はつくられているということになります。

かなり広い点にわたっての指針でございまして、この一冊だけでは十分に意を尽くしたと思っておりますが、とりあえずこの指針のもとで動きたいというのが専門委員会の意見でございます。さらにこれを踏まえて、これをお認めいただいた暁には、アクションプランということで具体的な方向性がさらに詰められていくということになるかと思えます。

そういうような性格のものでございますので、一つこの場において上部組織でございます県民会議の方で、この長野県森林づくり指針をご覧いただき、そしてまたここでも意見をいただいてと最終的に詰めていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、事務局の方からこの長野県森林づくり指針(案)について説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

※事務局より、以下の資料について説明

資料3 長野県森林づくり指針(案)について

(植木座長)

ただいまこの指針案の内容についてご説明いただきました。

これから皆様からご意見をいただきたいのですが、その際には大きくこの内容について2つに分けて意見をいただきたいと思えます。1つが「はじめに」から始まるところでして、はじめか

らⅡの「森林づくり指針の基本的な考え方」25 ページまでをまずは一括してご意見、あるいはご質問等を伺いたいと、その後Ⅲの「今後取り組む具体的な方策」から最後までということで、大きく2つに分けてご意見をいただきたいと思っております。

今、説明がありましたように、この指針がかなり広い面にわたって多面的な部分で書かれているためになかなか焦点というものが見えにくいというご意見もございます。しかしながら、私どもの専門部会としては、森林を整備することがどういうことなのかということから考えた場合に、森林資源を利用しながら森林を育てていくことを基本的に考えております。

そのためには利用するための一つの重要な部分として木材産業、林産業がある程度健全に育たなければ、木材の利用ができない、木材の利用ができなければ再び放置され、関心が薄らぐというところから、森林の整備と利用は一体だという考え方が根底にあります。

さらにそういった森林を利用する部分の林産業がどのような形で存在しなければいけないのかといった場合に、どうしても地域経済の問題として考えなくてはならないと、地域が健全でなければ地場産業としての発展もなかなか無理だろうというようなところがございます。

従いまして、地域のことも射程に入れながら我々は議論しなければ、断片的な話で終わってしまっていて、それはもしかしたら今後の展望を語る上では不十分ではないのだろうかということも議論してまいりました。

森林整備と利用が地場産業を発展させる、地場産業を発展させるということは地域をよりよくしていくというような視点からこのような指針にもってきたところでございます。

その辺の考え方のご理解を是非お願いしたいと思っております。それでは、「はじめに」と「森林づくり指針の基本的な考え方」の部分までみなさまから色々な意見を頂戴したいと思いますけどどなたかご意見ございませんでしょうか。

(牛越委員)

膨大な指針の案を特に専門会議のみなさんにご尽力いただき、また事務局でも相当いろんな資料整理にご尽力いただいたと思いますが感謝を申し上げます。特に植木先生にはこちらの専門会議の座長さんもお勤めいただきまして、本当にありがとうございました。

その中で総論ですが、目指すべき方向については私どもなるほどと思うところばかりでございます。11 ページのところですが、指針の策定にあたってというところで(1)の策定の背景ということで、もちろん背景ということで上段の方に平成 17 年に策定した今までの森林づくり指針は 27 年度を目標としておりましたが、背景が色々変わってきたということで繰り返して前倒して改訂と、そんなふうの説明いただいておりますが、その中で5年とはいえ、過去 17 年から今年度から取り組んでこられたその成果については、丁度中段にその結果森林づくり県民税の導入による身近な里山の整備や地域が主体となったうんぬん、森林の集約と、このように今までの指針の成果について3行しか記載されていないのはもったいないと思います。

そのすぐ下は改訂の理由に入ってしまうので、例えば取り組んできたという成果と、一方で今までも議論いただいております例えば木材の利用促進だとか人材育成などの課題が残ったということにも、成果と課題もこの中でもう数行触れていただいたらどうかと思うんです。

関連して評価については後ろの方の 84、85 ページに対比表をつくっていただいております、非常にわかりやすい表なんですけど、これは今までの 17 年度以来つとめてきた指針と、指針の間で最近 5 年間の状況が中段にあり、さらに一番右側の欄にはそれを踏まえて新たな指針にどのように方向性を位置づけたか、この丁度中段のところに評価と成果と残った課題について、もう少し付記していただければわかりやすくなるのではないかと、やはり新しい指針をつくる際には、今まで取り組んできた 5 年間ではありますが、県民税も導入した非常に大きな成果も生まれつつあります

ので、その評価をここに位置づけていただくことがよろしいではないかと感じました。

(植木座長)

私ども議論する過程におきまして、これまでの反省に立った上でやらなくてはならないということは重々気をつけまして、その辺をまずは整理しようということで、ご覧のように 84 ページと 85 ページに整理してみたところでございます。

これがあって何を教訓にして我々は今後を考えなくてはいけないのかということをもとめて、その上で今後の方向性をどうするかということで出発したところでございます。

これに関する検討時間は結構とったところでございますが、確かに今、牛越委員さんが言われましたように 11 ページのところを見ますと、非常に簡単な数行だけで終わってしまうというのは確かにもったいないのかなとは思っております。

ただ、指針の性格上、今後の方向性にできるだけ力点をおきたいという意図もございまして、できるだけその辺の議論は議論として置いておいて、参考としてこのように 84、85 ページの方には載せておきまして、今後の方向性を特に強調したということで書いたわけですが、もしそれではということや、もうちょっとやっぱりということであれば、この辺に付け加える余地はあるかと思っております。

(松岡委員)

25 ページの指針の目指す姿というのがとてもよくまとまっていると思います。

平成 122 年の目指す姿と平成 32 年の 10 年後の目指す姿をちゃんと分けて考えられているところがすばらしいと思っております。

例えば平成 122 年の目指す姿の中で、例えば長野県の人口ですとか長野県の企業体系、製造業がどのくらい生き残っているとかは、シミュレーションをもしされたのであればお聞きしてみたいと思います。なぜかという、この数年ですけれど急な円高等がありまして、長野県内の製造業というのも今まで予想していなかったくらいこれから色々な困難があると思います。

この指針を見ると間伐量や生産量などが右肩上がり計算されているのですが、やはり 10 年後、100 年後人口がどれくらいで、実際に長野県産材を使う構造がどうなっているかを今、考えられているところでいいので、そういうことも考慮してこうなりますという説明があった方が、読むほうも安心して読めるのではないかと思います。

それで、100 年後どのようなシミュレーションで考えられているかという、具体的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

(植木座長)

100 年後と言いますと、なかなかシミュレーションそのものが精度としては非常に低いものになるだろうという気がしますが、例えば長野県の人口や企業の動態等々をシミュレーションしたかという、正直言ってしておりません。

そこは難しいところだと思いますし、来年の木材価格も良く分からないという状況において難しいかなど。ただ、私たちとしては、先ほど右肩あがりというような表現をしていただいたのですが、無理な計画は決してつくりたいとは思いませんし、だからといって控えめな政策ではなく誘導的なところも必要であるだろうし、理想も語っていいと思っております。

そういう意味で十分な詰めができていない部分も多々あるかと思っておりますが、しかし今のこの資源の状況や長野県の持っている資源量、また長野県の日本における位置、世界における日本の位置を考えるならば、木材の利用というものは今後どうしても環境問題と合わせて、両面から追求していかなくてはならないだろうというような視点に立っております。

従いまして、右肩上がりということですが、そのための仕組みをどうしていくかというところはご意見様々あるかと思いますが、そのための地場産業としての復活と言うと語弊があるかもしれませんが、どのように地産地消の問題、それから連携の問題、それからものによっては直接、大手製材業者への直送もございましょうし、色々な多様な考え方があっていいと思います。

ただし、その基本は利用することによって山をつくっていく、以前のような利用するばかりで環境を破壊するような方向ではなくて、「利用と環境保全は一体です」ということでこれは考えております。

そういうことで、そのためにも地場産業は生き生きとしていただきたい、そういう願いを込めてつくっているということがありまして、なかなか 100 年後のシミュレーションからできたというところではございませんので、その辺はご了承願いたいと思います。

(松岡委員)

話が飛躍してしまいましたが、そういうものがあれば教えて欲しいと思っておりました。なんでこんなことを言ったかという、今、KOA 森林塾の方でも、地域の製材所とか木材会社とかと一緒に地域材を利用しようと勉強会を 5 年ほど開いております。

その中で、丁度 56 ページに近県の大規模原木需要状況という表を用意していただいたのですが、これに関して長野県外で需要が多くなると、木材は価格が高い方に移動してしまうので、こういう合板工場や集成材工場はものすごく消費をしますから、価格次第では長野県の木も長野県内で流通しないで県外に出ていってしまう、そんな恐怖感があるということなど話を聞いておりました。例えば 10 年後、50 年後に県内で使う仕組みを構築しても木材が使えないとか、そういうような状況になってしまうと、せっかく自分たちの資本を投入して仕組みを構築しても、結局、いくつかの会社は、倒産してしまう状況になることも考えられるのかなと思ひまして、やはりそういう問題は行政の方でしっかりサポートしていくような仕組みも必要かと考えておりました。

もう一方で、自分の身近なところの森林整備の話ですが、国の方針が変わって身の回りで森林整備をやっている人達が結構、今、混乱している状況です。

それで、大きな組織に所属していない人で地道に森林整備をやってらっしゃる方がおりますが、今までは森林税の補助金をもらうためにはある程度まとまりを整備しないともらえないので、国からの補助金で自分達はやってたということですが、国の補助金の体系が急激に変わって、もっと大規模にまとめない自分達は補助金を申請できないという話をしていました。自分達の手で森林整備をしようと立ち上がってきた人達がここ数年結構な数いらっしゃると思うのですが、色々な法整備が変わることでそういう人達が夢半ばにあきらめてしまったり、小規模林地が取り残されてしまったりするような事態もあると思います。

ですので、今後長野県の指針でも、そういう補助金体系に入らない人に対してのサポートとか、先ほど言いました長野県内の木材づくりの循環利用のための小さな会社が生き残っていけるような指針づくりをやっていただきたいなということで、ちょっと話をさせていただきました。

まとまらなくて申し訳ないのですが、きめ細やかさが盛り込まれた指針づくりが長野県らしさになるようにやっていただきたいと思います。

(植木座長)

貴重なご意見ありがとうございます。

先ほど見ました 56 ページの図ですね、これを見ますと長野県は大規模な工場がないことが幸いだと思っているのですが、この周辺県におきましてはかなり大きな工場やあるいはバイオマス関

連の施設があつたりはしているわけです。これは歴史的にみるならば大消費地の部分であつたり、外材を利用したことによる海岸周辺、そういったところに大規模工場が建ってきたわけですが、それともう一つ近年の流れとしては、資源量がある程度、成熟化したことによって、中山間地における工場の設置も可能になってきたというところが例えば岐阜県であつたり、群馬県であつたりというところが出てきているわけです。

これは新たな動きとしてあるわけですが、長野県としては確かにこういったところに木材が出て行くことは止められないと思っております。しかし、長野県には長野県の製材で生きているような人達がたくさんおまして、じゃあどうしたらいいのかということが一つの大きな課題であります。

その一つの方策としては、55 ページを見ていただきたいのですが、長野県も広くて地域によって木材の生産の特徴があると、北信ではスギ、東信ではカラマツ、中心ではアカマツ等、地域特性はきちんと抑えた上で、それらが地域での流通加工においても有利に働くような仕組みをなんとかできないものかというようなところを意識しております。

ですから、長野県の資源をできるだけ自分たちで活かすためには、どうしたらいいのだろうかということは皆様のお知恵もお借りしたいのですが、とりあえず自然特性あるいは樹木特性を見ながら、またこれまでの歴史的な背景から地場産業として可能性のある産業として、樹種を一つのキーワードとしてやってみたらどうかと、この場合には水平連携を行ったり、地域ごとでの共同的な作業を行ったりとか、地産地消を目指していくということは、特にやっていきたいと思います。ということで議論が進んでおります。

また、国の政策における補助金体系の中であふれてしまう中小あるいは小規模な林家さんだとか、場合によっては補助体系から漏れてしまって森林整備ができない場合ということも今後考えられるわけですが、そういうところが進んでしまいますと、全体の森林の機能そのものが損なわれてしまうと考えられますので、合わせて私たちはどちらかというならば自分たちでできる部分の森林整備はきちんとやっていきたいと思います。これは中小あるいは補助金から漏れるようなところでもフォローしていかなくてはならないということがあろうかと思えます。

そのために森林税は一つの活用の手だと思っています。ただその辺をどのように具体化していくかということは、今後のアクションプランなどの策定の中で煮詰めていかなくてはいけない部分かと思いますが、決して低きに流れる経済ではなくて、とにかく長野県民のプラスになるような方向での森林整備と利用を考えていきたいというような思いです。

(小沢委員)

かねてから日本の林業は、非常にコストが高いという問題がありまして、色々と森林税の議論の中でも路網とか作業道が必要という話が出たのですが、今回指針において 47 ページで路網整備であるとか、その目標値がきちんとキロ数で述べられているということは、非常に今後のコストを削減した競争力を高めるということに現実的に近づいていくのではないかということで、非常に素晴らしい目標ができたかなと思うのですが、これ自体非常にお金がかかるものですから、今後この財源というのは一つ国が負担することもあると思うのですが、現在の森林税をそもそも延長するという前提でお考えなのかとか、そのところを教えてくださいました。

(植木座長)

例えばこの財源をどうするかという問題については大変難しい話だと思っております。だからといって森林税をさらにというようなことは今のところは考えておりません。

森林税についてはまた別のところで議論することになるかと思いますが、しかし森林を整備する上での基盤整備はかせないということでございます。そのための例えば木材生産量を 2.5 倍に

していくといった場合には、今の路網の実態ではとても無理です。ましてや、地域材として地元の製材工場に多くの材を使っていただくならば、より多くの充実した路網が必要だと思っています。

ですから、このところはある意味このようにつくりたいという目標であり、じゃあ財源をどうするかということは、申し訳有りませんが今後の議論になっていくだろうと思います。そのためにも県議会においても国の支援においても、その辺の基盤整備という部分においては、色々と配慮していただきたいと思っております。

単なる木材生産だけの路網ではないと思っておらず、レクリエーションあり、あるいは公益的機能を守るという意味でも路網がなければ守れないと思っておりますので、全てにおいて路網は基盤でありますので、このようにある程度進めていきたいというところはあります。

ほかにはいかがでしょうか。時間的な問題もありますので、今、Ⅰ、ⅡのところをやっているのですがⅢ、Ⅳも含めていいかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(牛越委員)

今、森林税の話が出ておりますので、私の方から9ページですけど、先ほど犬飼委員さんの中にも、もう森林税が定着しているという前提で今回の指針も出来ていると思うのですが、そうした意味で解説が少ないというのが一つです。というのは、森林税は前回の指針には全く出て来ないはずですので、今回の指針の中で初めてきちんと位置づけた上で整理していく必要があるのではないかと思います。

そうしますと9ページのところに用語の解説というところで、4つ目の項目として2行3行あるだけですが、本当は用語の解説ではなくて、例えば左の8ページにありますようにコラムのようにしてこのくらいの分量できちんと1回説明していただいた方がよろしいのではないかと思います。

それと同時に、9ページの中段に長野県森林づくり県民税の導入とさらっと4行で書いてある、ここにも少し書き込みが欲しいな、それはやはり森林税の効果、狙いというものをもう少し本文で書いた上でさらに詳しく解説すると、さらに関連して財源の話が後半の中にありますけど、79ページに出てくるんです。79ページに財源の確保というところがあります。これは松岡委員さんの提言にもありましたように国の制度というものを前提の一つに加えていくべきだということで、特に国の施策が非常に混乱している中ではありますけど、国へ制度の拡充や予算の確保について提言していくということもここに書き加えていただいたらどうかと思います。

というのは、国税といえども長野県民の皆さんが負担納付しているわけですから、当然こうした長野県に特に必要な施策の分野、森林づくりの財源にはぜひ書き込んでいただきたいと思いません。

併せてその79ページの後段で、特にというところで森林づくり県民税について触れているのですが、現在果たしている役割についてはここで触れることができるのではないかと思います。

(植木座長)

森林税を積極的に評価して今後とも県民からご意見を頂きながら森林整備をしていこうという気持ちは大変重要な指摘だと思います。

ただ、このところがあまり強く出せなかったということですね。ここで県民税をあまり打ち出すことはいかがなものかというちょっとそういうところもございます。

それは県民の方々が森林税に対してご理解をいただけるかということもあろうかと思いますが、国への提言ということは大変貴重なところでございますので、その辺はもりこんでいきたい

と思います。

(浜田委員)

66 ページの地域の特性に応じた持続可能な森林管理のあり方のところで、期待する人材のところできちんと森林所有者がございますけれども、国はとにかく今回大々的に集約化が全てといたしますか、その集約化の面積が最終的に決まったのでしょうか。まだ外部には出ていないですかね、集約化の規模というのは。

(植木座長)

事務局、その辺の情報は把握しているのでしょうか。

(森林づくり推進課 市村課長)

今まで言われてきておりますのが、最初に集約化計画を緊急的に立てているのは30ヘクタールを基本としています。

今、国の方の森林経営計画についてはまだ議論の最中でございます。300ヘクタールくらいではないかという声が出ましたが、その後もう少し小さくということもありまして、林班ですね、林班は大体50ヘクタールくらいで、それをまとめる格好と言われておりますが、具体的にはまだいくつということと言われておりません。

ですから、それから想像するに30から300ヘクタールの間くらいになるのかなとは思いますが、そんな状況です。これから詳しく話が出てくると思います。

(浜田委員)

とにかくコストをどう低減するかという中で、確実に集約化をなるべく大きくということは出てくると思うのですが、はっきり言ってご自分で梶山さんもおっしゃっていましたが、とにかく地域の問題は二の次ではないですけどここでは語れないというか、林業だけではどうこうできる問題ではないので、あくまでも森林・林業再生プランであって、地域の問題はまた別個にお願いしたいとご自分で言うておられましたが、産業としての林業を再生することと、地域がどう生きていくのかというのは明らかに違う論議になるんだと思います。分けてはられないところが地域には確実にあるのだと思います。

そういう中で、長野としては確実に地域に軸足を置いてちゃんと指針をつくる、国は確かにこうしたつくり方をするだろうけど、それをどう解釈をして地域に落とせるかということがあると思います。もちろん片方では国に対してそれはおかしいではないか、もっと本当は個別のレベルでやらなくてはだめだということと言わなくてはいけないということも一面あると思うのですが、動き出してしまった流れが非常に今、大きい中では、例えば30なのか300なのか分かりませんが、そういう集約化が課せられたときに結局、国に対してはその形が取ればいわけ、じゃあ実の地域の中では細かい森林の所有者さんたちが自分達でそれぞれやっているのを県としてそれをまとめて集約しましたという形にできるとか、それは逃げ口上かもしれませんが、何らかの形で確実に今、少しでも頑張っている地域の所有者さんがやり続けられるということと、それから今までの現況の中で出ていたので県の皆さんは考えてくださっていると思うのですが、個々の所有者さんが小さな面積でもやり続けてくださるというのが、究極山々を本当にきめ細かに見てくださるということにつながるのには確実にだと思います。

それをちゃんと県民全体で支えるということをやちゃんと打ち出すということはとても大事だと思うので、今回のこの区分にはとても期待しております。

それはやはりなかなか分かっていただけないことも多いと思うのですが、国の政策が出る中

で、そこはきちんときめ細かく説明していくこともこれから必要であり、県としてはこういう独自性でやっていることをお分かりいただくのは、これから大事になると思っています。

(滝沢委員)

この指針の中でもはっきり謳われているので非常にいいと思うのですが、特に財源が限られている中において地域の中でどういうものを重視してゾーニングしていくかという形の中で、全ての機能を重視していけばいいことは分かっていますが、さりとてそんなことはできませんので、特に重点を置く機能についてはそれなりに傾注するような形の中で事業をやってもらわないとなかなか難しいのではなかろうかと思えます。ですので、ここに示されているような形で、積極的に効果があがるようなゾーニングを県の方で示していただければと思います。

あと、それに基づいて今、政策転換の中で今後、市町村が森林整備計画をつくり、それがマスタープランとして後は、森林施業プランナーが森林経営計画をつくるという形の中で全て生産体制も進められていくかと思えます。そういう中において、当然その計画をつくるにあたってフォレスターですけども、そういう人が色々と指導をしていただくことによって両方の計画をつくっていく形になろうかと思えますけど、特にこのフォレスターの関係につきましては、今の段階では当面県が丸抱え的な形の中で町村にしろ、森林経営計画をつくるにしろ、指導していただかないとなかなか計画も進んでいかないのではなかろうかと思えますので、できれば県の方でもそういう体制を今から整えていただくような形をとっていただければ、決められた指針の実行にあたってスムーズに展開していくのではなかろうかというように感じますので、そのようなこともちょっとお考えいただければと思います。

(植木座長)

人材育成というのはこれから大変重要な部分でありまして、ここをどうするのか、あるいはこれがある意味では将来の森林や地域の林産業をどのように活性化していくかに大きく関わってくる部分だというふうに思っています。

このところは、例えば50ページあたりに人材の育成、担い手の確保というようなところで書いてるところでございますが、これをどのような形で実現していくか、現実化していくかということはこのからの検討課題ではあるのですが、幸いにして長野県におきましては、県があり、大学があり、それから林野庁の出先があり、そして試験場がありというようなところで、非常にある意味では人材を育成するためにはそういったところの連携のもとでやっていくなれば、ある程度フォレスターなり施業プランナーなりを育成できるような可能性もあるのではないかという気はしています。

そういったところを具体的に進めていけば、今まで県がかなり重要な部分で担っていた育成もある程度基礎から応用まで充実した部分で長期的に人材育成が図れるのではないかという気がしています。

そういった方向もあるのではないかと私自身は思っておりまして、これまで単に県だけにお任せした人材育成を、地域総ぐるみでやりましょうということを目指すべきだと、私自身は個人的に思っております。

(浜田委員)

今の人材育成に関してですが、そもそもワーキンググループのような形でどうやって人材育成を長野はしていくのかということ、県が検討されるご予定はあるのかを伺いたいのですが。

(信州の木振興課 塩入課長)

ワーキンググループをつくって具体的にというのはこれからのことで、今ちょっと考えてはいいのですが、やはり人材を育成していくのは先ほどの高性能林業機械のオペレーターもそうですけど、どのような人が必要なのかということを見極めてやっていく必要がもちろんありますので、これからも考えていきたいと考えています。

今のところはワーキンググループのところまでいっていないのが事実です。

(牛越委員)

73 ページの野生鳥獣対策の推進を豊かな地域づくりの中にきちんとこのように位置づけていただきて本当にありがとうございます。

その中で現状と課題で、ニホンジカ、イノシシ、クマ、サル、様々な野生鳥獣が跋扈しております。特に大町市は今まではまずサルについては、里に隣接したところに行くつものサルの群れがありまして、モンキードッグとして家庭の飼い犬を警察犬の訓練所にしっかり入れまして、市からも補助金を出しながら約 20 頭を養成してきて、モンキードッグとしての追い払い、集落ぐるみの体制、さらには電気柵などの防衛を組み合わせて何とか効果を少しずつ上げてきております。

最近のご承知のようにクマの出没がものすごくなりました。先般、市独自の施策としてクマの出没警戒警報という制度をつくりまして、今までにもう 2 度発令しております。それによりまして市民の皆さんの関心が非常に高まってきておりまして、目撃した、あるいは形跡を発見した、そうした通報が両方増えています。ですので、今まで気づかなかったもの、あるいは通報のなかったものの件数なども今、増えてきているようなことで、市民の皆さんの安全を確保しようというそんな取組を進めております。

そのほかで、なぜ今年こんなにクマが出てきているのか、いくつもの原因があるのではないかと思います。やはり山の中の木の実が少ないということ、でもそれは今年に限ったことではない、突き詰めるとこれはやはりクマが人を警戒するそうした緊張関係が薄れているのではないかと、あるいは里と山の境界が不明確になってきているのではないかと、そんなことで具体的には 74 ページに被害防除対策の推進、それから適切な個体数管理のための捕獲対策、このように書いていただいております。その下に緊張感ある棲み分けのための生息環境対策ということで緩衝帯の整備が大事だということになっております。

これは、私どもの施策からすれば間伐と表裏一体、間伐による効果もこうした緩衝帯の整備に非常に役立っておりますので、その点間伐による効果ということも織り込んで、ここはもう 1 行、2 行できる範囲で付け加えていただいたら地域の励みになるのではないかと思います。

鳥獣被害は農林業の意欲に非常に大きな悪影響を与えており、またそれによって地域の崩壊も部分的に起こりそうな気配がありますので、どうかこの辺についても強調していただければ、ぜひ頑張って取り組んでいきたいと思っております。

(植木座長)

確かに緩衝帯、間伐というのは結構有効な方法となっておりますので、その辺も織り込めればと思います。

いよいよ時間となってまいりました。どうしてももうひとこと言いたいということがあればお聞きしますがいかがでしょうか。

(牛越委員)

実は、前回のこの会議でもし専門会議でつくっていただいた案について大きな修正があるようだったらもう 1 回専門会議でお諮りいただきたいと提案申し上げたのですが、今日の議論で本当

にしっかりつくられた指針の案でありますので、一部表現の修正があったとしても、これはもう1度専門会議を開いてご議論いただくほどではないのではないかと思います、私の前回の発言を取り下げるとともに、植木先生に座長として事務局と調整していただければよろしいのではないかと逆の提案をさせていただきます。

(植木座長)

はい、ありがとうございます。

丁度今、牛越委員さんから締めのような言葉をいただいたのですが、今の皆様の意見を聞いてこの指針案が皆様の考えにおいて十分に今後の方針として、指針としていいのではないかというふうに私は理解しております、皆様のここのご了解を得るならば、あとは私どもと事務局にお任せいただいて、多少の文言の修正あるいは今日出されました意見をここの中に織り込むようにして完成させたいと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

※委員一同、拍手にて了承

(植木座長)

どうもありがとうございます。

それでは、この県民会議でもこの指針が了解されたということで、前へ進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(浜田委員)

主伐の場合のマックスの面積というのは、県内独自の基準のようなものはおありでしょうか。

結局、今度路網の整備が進む中においては、それが大きなある種ガードになる部分があると思うので、確か国では設けてないですかね、それとも300ヘクタールというすごい規模でしたかね。

それはあまりにも恐ろしい規模なのでその辺を教えていただくとともに、県でもお持ちかどうかを伺いたいと思います。

(森林づくり推進課 市村課長)

現在、県でマックスの皆伐面積の限度は設けておりません。

保安林制度の中で皆伐限度面積20ヘクタール以下というのが一応公的な法的な面での制度としてはあります。それを準用する形になろうかと思っておりますけど、現在国の方で皆伐限度面積を検討しようということで検討されています。

それを受けて県がどうするか、これはまた地域森林計画の中であろうか検討する必要がありますけど、今後の課題であろうかということだと思います。ただ、国の流れとしてそういう限度面積を設定しようということがありますので、そんな動きにはなろうかとは思っております。

最大となっても、今の保安林制度の中の水源かん養保安林の皆伐限度面積の20ヘクタールがありますので、それを超えることはないと思っておりますけども、その辺から議論が始まるのではないかと考えています。

(植木座長)

一応、保安林制度における20ヘクタールということですが、長野県におきましては、その20ヘクタールは多分かなり大きいと思います。これだけの急峻なところでかなり里山に迫っている、奥地まで人が住んでいるということになるならば、もう少し狭い制限を加えた方がいいのかなと

私は個人的に思います。

(浜田委員)

山岳地帯長野県において、20ヘクタールが一団地、そもそもそんな森林がどうか分かりませんが、これだけ環境のこと、公益的機能のことを言って、そこが抜けるということは、ものすごく国民にとっては不信感があると思いますので、そこもきっちり名言していただきたいと思っております。

(植木座長)

その辺の議論もありました。もっと規制すべきだということも今回ここには載せておりませんが、検討させてください。

それでは丁度予定の時間になりましたので、これにて本日の県民会議を終了させていただきたいと思っております。

皆様のご協力に対して、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

4 閉会

(森林政策課 土屋課長)

それでは、第3回目になります県民会議の開催の日程についてお願い申し上げたいと思っております。

次回につきましては3月上旬ということで予定をさせていただきたいと思っておりますが、日にち等について事務局の方から改めてそれぞれご連絡等取らせていただきまして調整させていただきたいということでご理解いただければと思っております。

一応、3月上旬ということだけご承知置きいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(森林政策課 濱村企画幹)

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

それでは最後にあたり、委員の皆様に対しまして久米部長から御礼のご挨拶を申し上げます。

(久米林務部長)

本当に長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

正直私うれしかったです。ここまで指針のことを心から考えていただいているということ、本当にありがとうございました。我々もこうした声を受けて一生懸命、さらにやらなくてはいけないなど、意を強くした次第でございます。

特に浜田委員の方から、国の目指す単なる生業としての林業の経済合理性だけの方向についていくととんでもないことになるというような趣旨のご意見をいただきましたけど、我々の指針の中にも盛り込みましたように、確かに経済合理性だけからいけば大規模に集約化して、経営と所有の分離というものを進めていけばいいわけですが、そうすると上がりとして地域に確かに人がいなくなってしまう、こういうような危険性を大きく考えられます。

そうした観点からも今回の指針の中では地域の再生というものを長野県なりに取り入れたわけでございますけど、これからその部分についてしっかりまた肉付けをしていきたいと思っております。そして再度また委員の皆様方からご意見等賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願をしたいと思っております。

本当に今日は長い時間、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

今後のこの指針の取り扱いでございますが、近日中に植木先生と事務局の間で今日のご意見を踏まえまして打ち合わせをして、最終版とした上で知事にお話をして、知事の下承を得たあと部局長会議に諮って県としての最終案としたいと思っております。その後に県議会の方で報告を申し上げます。いよいよこれが世に出ると、こんなふうな格好になるかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

今日は本当にありがとうございました。

(森林政策課 濱村企画幹)

どうもありがとうございました。

冒頭で申し上げましたとおり、本日の内容はまた皆様にお送りした上で確認していただき、その上で県のホームページに掲載したいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは以上を持ちまして本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(終)